

犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について

令和5年9月26日
閣議決定

犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）の一層の推進を図るため、国家公安委員会において犯罪被害者等施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、国家公安委員会において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

犯罪被害者等施策については、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられる必要がある。このため、国は、犯罪被害者等施策を総合的に策定し、及び実施すること、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施することがそれぞれ求められている。また、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することが、非常に重要である。

犯罪被害者等施策の推進については、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び4次にわたる犯罪被害者等基本計画に基づき、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところである。しかしながら、犯罪被害者等からは、犯罪被害者等を必要な支援につなげるための相談・支援体制の更なる強化といった、様々な実施主体による多様な支援の連携強化や内容の充実を求める声など、依然として多岐にわたる意見・要望が寄せられている。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、様々な分野にわたる取組を関係府省庁等が一層緊密に連携、協力して推進していく必要がある。また、必要な支援等を途切れることなく犯罪被害者等に提供するため、多岐にわたる犯罪被害者等施策の推進状況について、これまで以上にきめ細やかに点検、検証及び評価を行い、犯罪被害者等施策の実施にいかしていくことが重要である。

これを踏まえ、令和5年10月1日以降は、犯罪被害者等基本計画の作成及

び推進を所掌する国家公安委員会が犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことで施策を一元的に牽引し、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に犯罪被害者等施策の推進に取り組むものとする。

- (1) 国家公安委員会は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 5 条第 6 項に基づき、犯罪被害者等施策の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。
- (2) 警察庁は、警察法第 17 条に基づき、国家公安委員会が行う（1）の総合調整等を補佐するとともに、犯罪被害者等施策の推進に関連する所掌事務に当たることとする。
- (3) 国家公安委員会及び警察庁以外の関係府省庁は、（1）及び（2）の事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、犯罪被害者等施策の推進に関連する所掌事務に当たることとする。